

SIDfm API ライセンス利用約款

第1条 (適用範囲)

1. この SIDfm API ライセンス利用約款 (以下、「本約款」といいます。) は、株式会社サイバーセキュリティクラウド (以下、「当社」といいます。) がセキュリティ・インフォメーション・ディレクトリ契約約款 (以下、「SIDfm 約款」といいます。) に基づき提供する本サービスにおける SIDfm API ライセンス (以下、「本ライセンス」といいます。) の利用に関する条件を定めるものです。契約者が本約款に同意した場合、SIDfm 約款の内容にも同意したものとみなします。
2. 契約者は、本ライセンスの利用にあたって、本約款及び SIDfm 約款を遵守するものとします。なお、本約款にて別段の定義がなされていない用語については、SIDfm 約款の定義が適用されるものとします。

第2条 (用語の定義)

本約款において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「本ライセンス」とは、本約款で許諾された範囲内において、本 API を利用できる権利をいいます。
- (2) 「本 API」とは、本システムとの連携に関する機能を提供する API (アプリケーションプログラミングインターフェース) をいいます。
- (3) 「本システム」とは、SIDfm 約款第2条に定義するセキュリティ・インフォメーション・ディレクトリ・サービスシステムをいいます。
- (4) 「契約者」とは、SIDfm 約款及び本約款に基づき本ライセンスの利用契約を締結した法人をいいます。
- (5) 「本データ」とは、契約者が本 API を通じて取得することができる本システムのコンテンツをいいます。
- (6) 「商用利用オプション」とは、本ライセンスの商用 利用に関するオプションサービスであって、第5条に定める内容をいいます。

第3条 (本 API の利用)

1. 契約者は、SIDfm 約款による本サービスの利用目的の範囲内、かつ本約款に規定される範囲内で、本 API を利用することができるものとします。
2. 本データの提供を受けるために必要なコンピューター等の機器、ソフトウェア及び通信環境等の準備及び維持は、契約者の費用と責任において行うものとします。

第4条 (本データの利用)

1. 契約者は、本 API により取得した本データについて、契約者のシステムに取り込んで、複製・翻案及び再利用可能な形式での出力ができるものとします。ただし、本条に基づく本データの利用については、SIDfm 約款による本サービスの利用目的の範囲内に限るものとします。
2. 契約者は、契約者のシステムに取り込んだ本データを利用する場合には、当社の指定する著作権の表示をしなければならないものとします。

第5条 (商用利用オプション)

1. 契約者は、商用利用オプションを利用することにより、契約者のシステムに取り込んだ本データについて、前条に規定する範囲において商用利用ができるものとします。
2. 前項に基づく本データの利用においては、契約者は、当社の指定する著作権の表示をしなければならないものとします。

第6条 (禁止事項)

契約者は、本ライセンス及び本 API の利用にあたって、次に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 本サービスと類似したサービスを提供する等の目的で本 API を利用すること。
- (2) 本 API について逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングをしたり、その他の方法でソースコードを解読したりすること。

- (3) 本サービスの利用目的を超えて本 API を利用すること。
- (4) 第三者による二次的な商用利用のために、本 API により取得した本データを開示又は提供すること。
- (5) 本ライセンスを第三者に譲渡、転売、付与又はその利用を再許諾すること。

第7条（輸出規制等）

契約者は、本 API により取得した本データの全部又は一部を、単独で又は他の技術情報と組み合わせて海外へ持ち出したり非居住者へ提供したりするなどして利用する場合には、輸出関連法規を含む適用法令を遵守し、必要な手続をとるものとします。

第8条（規定外事項）

本約款に定めのない事項については、SIDfm 約款の定めが適用されるものとします。

附則

2024年6月7日 制定

以上